

A5-S-1st

2021/10/09 郵送受

令和3年(つ)第6号

決 定

請求人 今井 豊

上記請求人から、菅家忠行を被疑者とする刑事訴訟法262条1項による付審判の請求があったので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件請求を棄却する。

理 由

第1 本件請求の趣旨及び理由

1 本件請求の趣旨及び理由は、請求人作成の令和3年3月30日付け付審判請求書A5記載のとおりであるが、要するに、請求人は、さきに当時の前橋地方裁判所裁判官菅家忠行を公務員職権濫用罪等で告訴したところ、前橋地方検察官は、同月26日、罪とならないことを理由として不起訴処分に付したが、この処分について不服であるから、前記事件を前橋地方裁判所の審判に付することを求めるというものである。

2 本件請求に係る被疑事実の要旨

被疑者菅家忠行は、当時、前橋地方裁判所民事第2部に所属する裁判官であり、請求人が提起した東京都等を被告とする慰謝料請求事件を担当していたものであるが、以下の各行為を行った。

(1) 被疑者は、平成30年8月13日及び同年9月10日、請求人から前橋地方裁判所に対して5件の慰謝料請求の訴えがそれぞれ提起され、各訴えをそれぞれ受け付けたのに、民事訴訟規則60条に違反して、それぞれ1年以上にわたって口頭弁論の期日を指定せずに訴訟の開始を遅延させて、その職権を濫用して請求人の実質的な裁判を受ける権利及び適正な手続を受ける権利等の行使を妨害した。

(2) 被疑者は、令和2年2月17日、前橋地方裁判所の法廷において、(1)記載

の慰謝料請求事件5件のうち1件（以下「本件事件」という。）に対して請求棄却判決を言い渡し、その職権を濫用して請求人の実質的な裁判を受ける権利及び適正な手続を受ける権利等の行使を妨害した。

第2 当裁判所の判断

被疑者は、請求人が、平成30年8月13日及び同年9月10日に前橋地方裁判所に提起した5件の訴訟事件を担当し、各訴訟について、第1回口頭弁論期日を、訴えが提起された日から30日を経過した後の日を指定した（民事訴訟規則60条2項参照）ところ、一件記録によれば、被疑者は、各訴状の記載内容が難解で判断としないなどの諸般の事情を考慮した上で、このような訴訟運営をしたものと認められるから、被疑者の当該行為に違法、不当な点はなく、公務員職権濫用罪における職権の濫用には当たらない。

また、被疑者が作成した本件事件の判決書によれば、被疑者は、原告である請求人及び被告東京都の主張を踏まえ、証拠を検討した上で、合理的な根拠をもって、請求人の請求を棄却する判決を言い渡したものと認められ、被疑者が、違法または不当な目的をもって裁判をしたなど、その職権を濫用して行使したことのうかがわせる事情は一切見当たらない。

したがって、被疑者の各行為は、いずれも罪とならない。

第3 結論

以上のとおり、本件請求は理由がないから、刑事訴訟法266条1号によりこれを棄却することとし、主文のとおり決定する。

令和3年10月7日

前橋地方裁判所刑事第1部

裁判長裁判官

水 上

周

裁判官 鈴 木 麻 奈 美



裁判官 手 嶋 悠 生



これは謄本である。

同 日 同 序

裁判所書記官 小林功一

